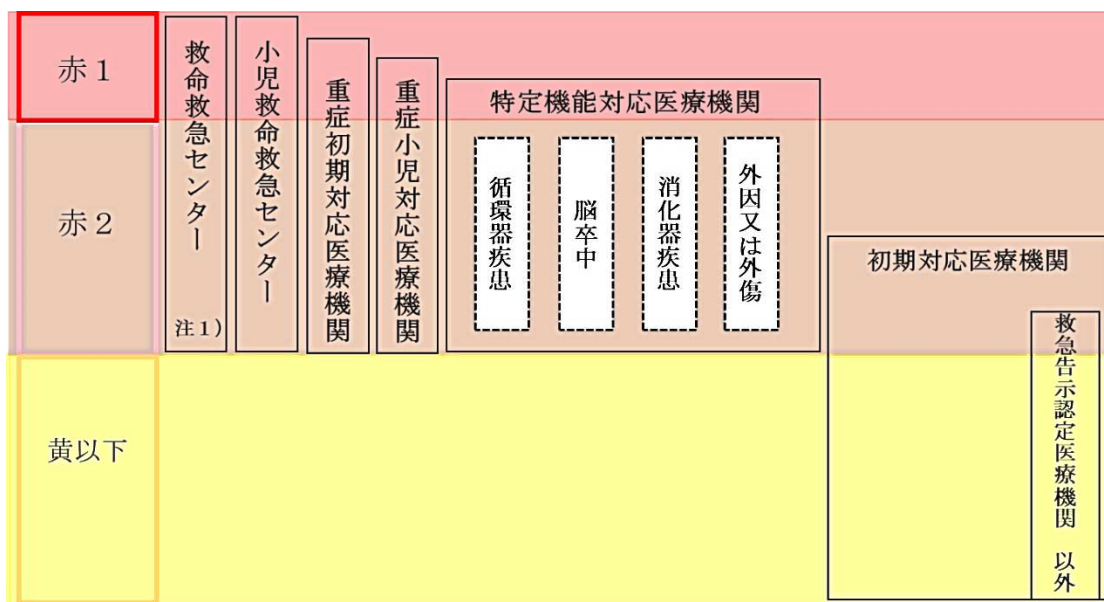


(2) 医療機関分類の基本枠組み

- ア 救命救急センター、小児救命救急センター
主に重篤傷病者^{*36}及び重症傷病者^{*37}を最終的に受け入れる医療機関とする。
なお、最重症合併症妊産婦については、原則、最重症合併症妊産婦受入医療機関に指定されている救命救急センターが受け入れるものとする。
 - イ 特定機能対応医療機関
緊急に専門的な処置を要する特定病態に対応可能な医療機関とし、各医療機関における緊急処置や手術に関する診療機能を明確にする。
 - ウ 重症初期対応医療機関
緊急度が「赤1」又は「赤2」の場合で、特定病態でない外傷を含む傷病者を受け入れる医療機関とする。また、引き続き二次救命処置^{*38}を必要とするCPA^{*39}症例を受け入れるものとする。
なお、重篤傷病者は、救命救急センター又は小児救命救急センターへの搬送を原則とするが、傷病の程度によっては、重症初期対応医療機関が受け入れるものとする。
 - エ 重症小児対応医療機関
緊急度が「赤1」又は「赤2」の小児傷病者を受け入れる医療機関とする。
なお、軽症外傷^{*40}についても、原則、受け入れることとする。
 - オ 初期対応医療機関
上記ア～エに該当しない傷病者の初期診療^{*41}に対応する医療機関とする。
なお、各圏域の実状に応じて、告示認定されていない診療科目や二次救急告示医療機関以外の医療機関も含めることとする。
- 以上、医療機関分類の概要を図表7に示す。

(図表7) 救急医療機関リストの枠組み (概念図)



注1) 最重症合併症妊産婦受入医療機関は、府実施基準の「プロトコル テーブル版2：成人疾病 別紙2-1」(症候学的指標、緊急度及び対応医療機関選定)では、救命救急センターの後ろに*を表記。